鎌 倉 市 議 会

１２月 定 例 会 議 案 集

（その１）

令和６年（2024年）

目　　次

議案第 39 号　令和６年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）に係る専決処分の承認について …… 5
議案第 40 号　市道路線の廃止について …… 18
議案第 41 号　市道路線の認定について …… 23
議案第 42 号　業務委託契約の締結について …… 32
議案第 43 号　不動産の取得について …… 54
議案第 44 号　指定管理者の指定について …… 55
議案第 45 号　指定管理者の指定について …… 56
議案第 46 号　指定管理者の指定について …… 57
議案第 47 号　逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議について …… 59
議案第 48 号　機器賃貸借契約中の物件の誤廃棄に係る損害賠償の額の決定について …… 63
議案第 49 号　緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について …… 64
議案第 50 号　妨害行為禁止等請求訴訟の提起について …… 65
議案第 51 号　鎌倉市無電柱化条例の制定について …… 66
議案第 52 号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について …… 72
議案第 53 号　鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 75
議案第 54 号　鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について …… 78
議案第 55 号　鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について …… 82
議案第 56 号　鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 84
議案第 57 号　鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 86
議案第 58 号　令和６年度鎌倉市一般会計補正予算（第７号） …… 88
議案第 59 号　令和６年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第２号） …… 94

議案第 39 号

令和６年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）
に係る専決処分の承認について

次の令和６年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和６年（2024年）10月９日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

令和６年度鎌倉市一般会計

補正予算（第６号）

令和６年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,738千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,639,483千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
60 県支出金		4,861,966	92,738	4,954,704
	15 委託金	330,071	92,738	422,809
歳　入　合　計		77,546,745	92,738	77,639,483

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		8,193,845	92,738	8,286,583
	20 選挙費	34,641	92,738	127,379
歳　出　合　計		77,546,745	92,738	77,639,483

令和６年度鎌倉市一般会計
歳入歳出補正予算（第６号）事項別明細書

１　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
60 県支出金	4,861,966	92,738	4,954,704
歳　　入　　合　　計	77,546,745	92,738	77,639,483

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
10　総務費	8,193,845	92,738	8,286,583
歳　　出　　合　　計	77,546,745	92,738	77,639,483

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 92,738	千円	千円	千円 0
92,738	0	0	0

２　　歳　　入

６０款　県支出金　92,738千円

　１５項　委託金　92,738千円

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
5 総務費委託金	329,591	92,738	422,329
計	330,071	92,738	422,809

節		説　　明
区　　分	金　　額	
20　選挙費委託金	千円 92,738	千円 ○衆議院議員選挙費委託金　92,738

３　　歳　　出

１０款　総務費　92,738千円

２０項　選挙費　92,738千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30　衆議院議員選挙及び国民審査費	0	92,738	92,738	92,738			
計	34,641	92,738	127,379	92,738	0	0	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
1 報酬	4,842	○行財政運営　92,738
		衆院選挙執行事務　92,738
3 職員手当等	21,191	
8 報償費	659	
9 旅費	132	
11 需用費	4,877	
12 役務費	13,701	
13 委託料	39,013	
14 使用料及び賃借料	4,363	
18 備品購入費	3,960	

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　一般職

（1）総括

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数	給与費			共済費	合　計	備　考
		給　料	職員手当等	計			
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	1,230 （　54）	4,668,134	4,529,212	9,197,346	1,712,583	10,909,929	
補正前	1,230 （　54）	4,668,134	4,508,021	9,176,155	1,712,583	10,888,738	
比較			21,191	21,191		21,191	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	超過勤務手当	休日給	夜勤手当	管理職手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	住居手当	宿日直手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	災害派遣手当
		（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
	補正後	136,152	738,578	119,502	404,519	122,513	1,751	122,236	13,925	2,084,469	169,356		532,133	3,438	80,590	50
	補正前	136,152	738,578	119,502	383,668	122,513	1,751	122,236	13,925	2,084,469	169,356		532,133	3,098	80,590	50
	比較				20,851									340		

※　（　）内は、短時間勤務職員数について外書き

イ　会計年度任用職員

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報酬	給料	職員手当等	計			
	（人）	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	1 （1,320）	1,627,371	2,566	561,018	2,190,955	229,641	2,420,596	
補正前	1 （1,317）	1,626,096	2,566	561,018	2,189,680	229,641	2,419,321	
比較	（　3）	1,275			1,275		1,275	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	超過勤務手当	休日給	夜勤手当	管理職手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	住居手当	宿日直手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	災害派遣手当
		（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
	補正後		385	252	30					560,351						
	補正前		385	252	30					560,351						
	比較															

※　（　）内は、パートタイム会計年度任用職員数について外書き

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増減額 （千円）	増減額の増減事由別内訳 （千円）		説　明 （千円）	備　考
職員手当等	21,191	衆院選挙執行事務による増	20,851		増減額（千円） 超過勤務手当　20,851
		衆院選挙執行事務による増	340		増減額（千円） 超過勤務手当　340
					増減額（千円）

議案第 40 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

廃止市道路線

議案枝番	起点		終点		幅員 m	延長 m	図面番号
	町名又は字名	地番	町名又は字名	地番			
1	扇ガ谷二丁目	291番3	扇ガ谷二丁目	295番1	1.43～ 2.98	82.74	1
2	植木字植谷戸	176番3	植木字植谷戸	205番4	4.50～ 8.40	60.93	2

案内図

図面番号１

凡例　　廃止箇所

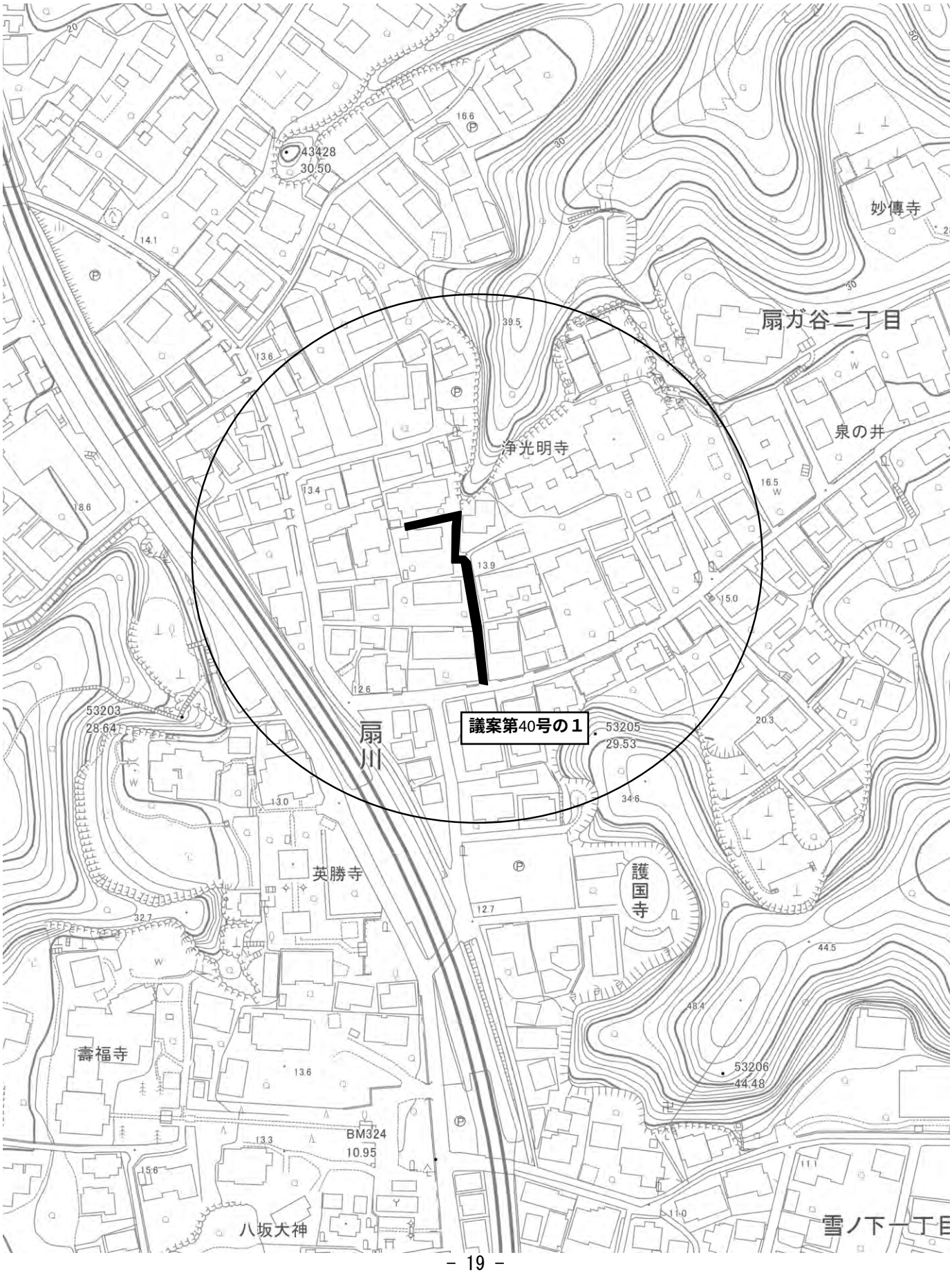

公図写

図面番号１

297-1
297-4
298-1
298-6
298-9
298-10
299-4
299-1
298-4
298-5
297-ロ
298-ロ
299-ロ
299-3
298-8
297-3
297-5
298-3
298-7
299-5
299-6
295-4
283-2
283-1
終点・扇ガ谷二丁目295番1
295-1
道
市道008-032号線
議案第40号の１
284-3
284-2
294-1
293-2
293-1
294-2
291-3
291-2
水
道
208-3
208-2
起点・扇ガ谷二丁目291番3
209-2
209-1
210-1
210-2
208-1
211

案内図

図面番号２

凡例　　廃止箇所

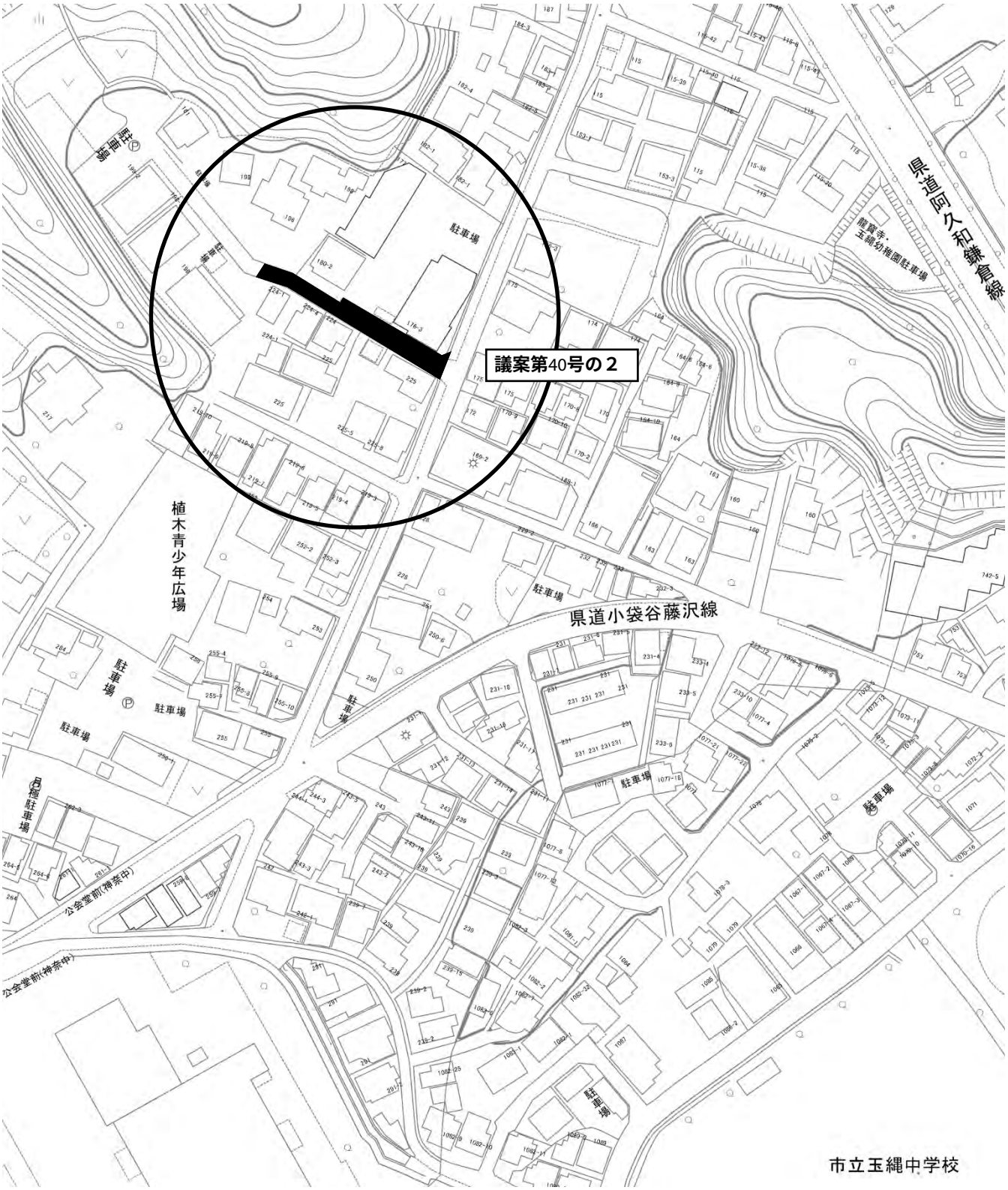

公図写

図面番号２

起点・植木字植谷戸176番３
終点・植木字植谷戸205番４
議案第40号の２
市道209-031号線
道
204
203-4
198-13
201-2
203-2
198-12
198-14
198-11
203-3
198-15
198-16
202-2
200-5
202-3
198-7
200-2
200-3
198-18
199-5
199-1
205-1
198-17
199-4
198-1
199-2
198-5
198-9
205-6
198-3
198-2
205-5
198-6
197-3
197-1
198-4
205-4
206-8
219-11
224-1
224-5
219-1
224-6
224-4
223-1
223-3
224-2
222-3
222-2
224-3
223-2
220-1
220-3
222-1
221-1
226-1
221-3
225-6
226-3
225-5
225-1
225-7
225-2
225-8
214-2
215-2
217
218
219-9
219-8
277
219-7
192-1
192-6
194
193
185-1
182-4
182-6
182-1
182-2
196
181-1
195
182-3
180-1
180-2
179-2
176-1
178-2
177
180-3
176-2
178-3
176-3
175-1
175-3
175-2
172
170-9

議案第 41 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

認定市道路線

議案枝番	起点		終点		幅員 m	延長 m	図面番号
	町名又は字名	地番	町名又は字名	地番			
1	扇ガ谷二丁目	291番3	扇ガ谷二丁目	295番1	1.43～ 2.98	62.28	3
2	植木字植谷戸	176番3	植木字植谷戸	198番15	4.26～ 8.40	134.29	4
3	笛田三丁目	1431番1	笛田三丁目	1431番8	5.00～ 9.43	57.81	5
4	岩瀬一丁目	137番6	岩瀬一丁目	137番1	5.00～ 8.59	22.86	6

案内図

図面番号３

凡例　　認定箇所

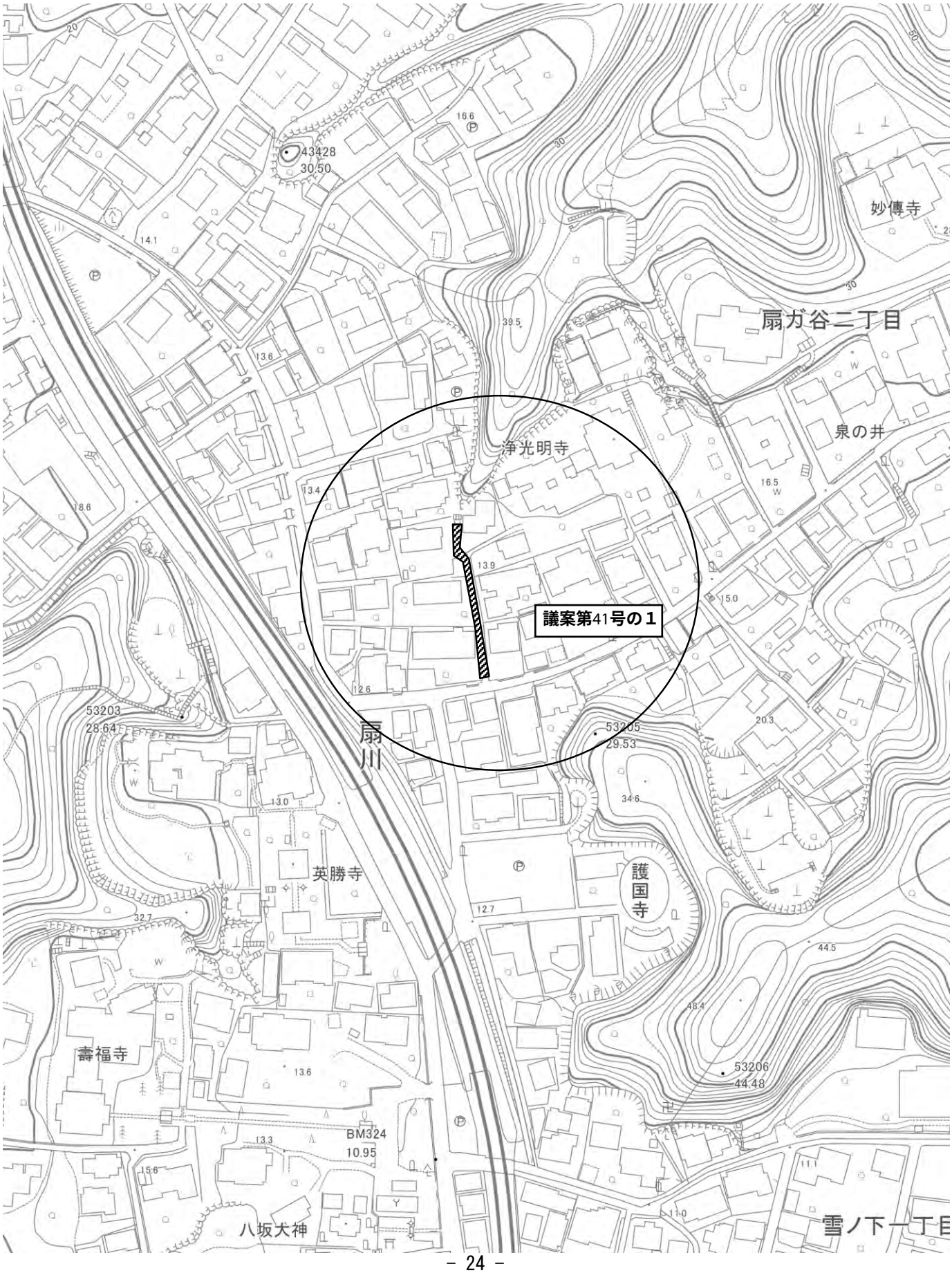

公図写

図面番号３

297-1
297-4
298-1
298-6
298-9
298-10
299-4
299-1
298-4
297-ロ
298-ロ
298-5
299-ロ
299-3
298-8
297-3
297-5
298-3
298-7
299-5
299-6
295-4
283-2
283-1
終点・扇ガ谷二丁目295番1
295-1
道
市道008-111号線（予定）
議案第41号の１
284-3
284-2
294-1
293-2
294-2
293-1
291-3
291-2
水
道
208-3
208-2
起点・扇ガ谷二丁目291番3
209-2
209-1
210-1
210-2
208-1
211

案内図

図面番号４

凡例　　認定箇所

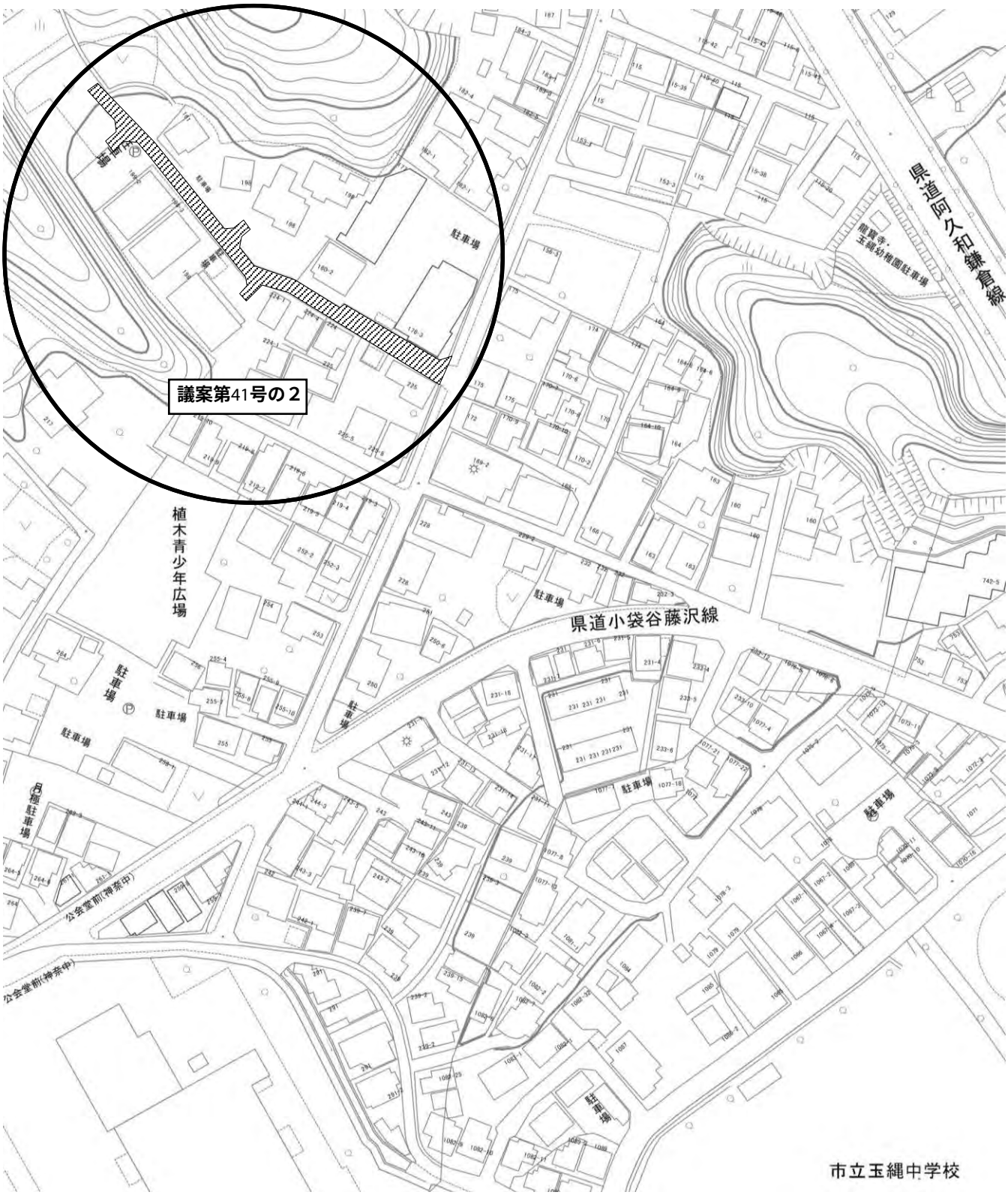

公図写

図面番号４

終点・植木字植谷戸198番15
起点・植木字植谷戸176番３
市道209-097号線（予定）
204
203-4
198-13
191-1
192-1
192-6
198-12
198-14
198-11
203-3
198
-15
202-2
198-16
198
-7
200-2
194
193
185
-1
198-18
199-1
205-1
182-4
198-17
198-1
199-2
196
182-1
182-6
182-2
205-6
198-9
195
181-1
198-3
205-5
198-6
180-1
182-3
197-1
198
-4
180-2
179-2
176-1
178-2
177
205-7
214-2
205
-8
219-11
224-1
224-5
180-3
176-2
215-2
219-1
224-6
224-4
178-3
224-2
176-3
223-1
223-3
222-3
222-2
224-3
道
175-1
175-3
議案第41号の２
223-2
220-1
220-3
222-1
217
219-10
221-1
225-1
226-1
221-3
225-6
175-2
226-3
225
-5
225-7
218
219-9
219-8
225-2
172
277
219-7
225-8
道
170-9

案内図

凡例　　認定箇所

図面番号５

公図写

図面番号５

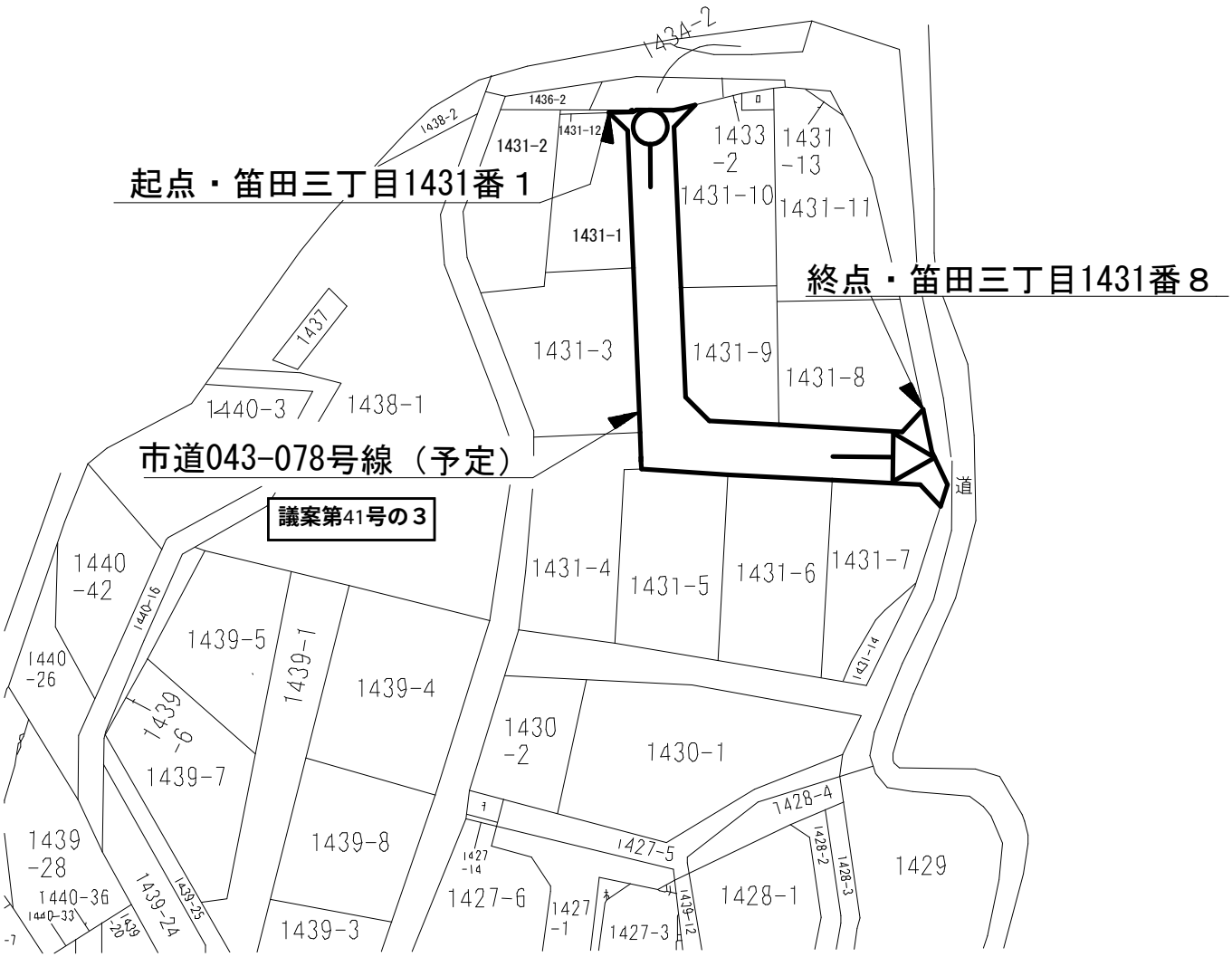
1434-2
1436-2
1438-2
1431-2
1431-12
1433
-2
1431
-13
1431-10
1431-11
1431-1
起点・笛田三丁目1431番１
終点・笛田三丁目1431番８
1437
1431-3
1431-9
1431-8
1440-3
1438-1
市道043-078号線（予定）
議案第41号の３
道
1440
-42
1440-16
1439-5
1439-1
1431-4
1431-5
1431-6
1431-7
1431-14
1440
-26
1439
-6
1439-4
1430
-2
1430-1
1439-7
1428-4
1439-8
1427-5
1428-2
1428-3
1429
1439
-28
1440-36
1440-33
1439-24
1439-25
1439-3
1427
-14
1427-6
1427
-1
1427-3
1439-12
1428-1

案内図

図面番号６

凡例　　認定箇所

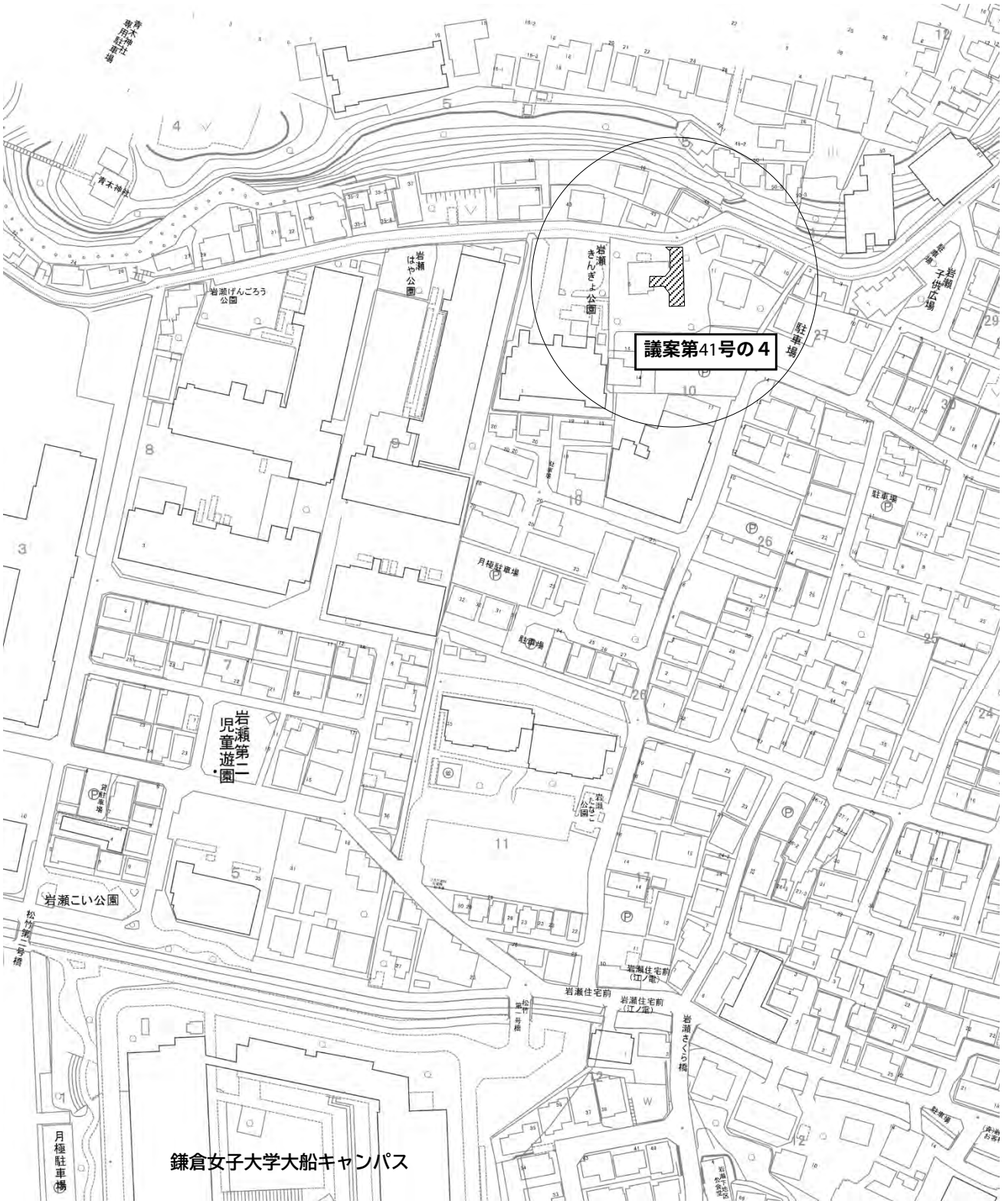

公図写

図面番号６

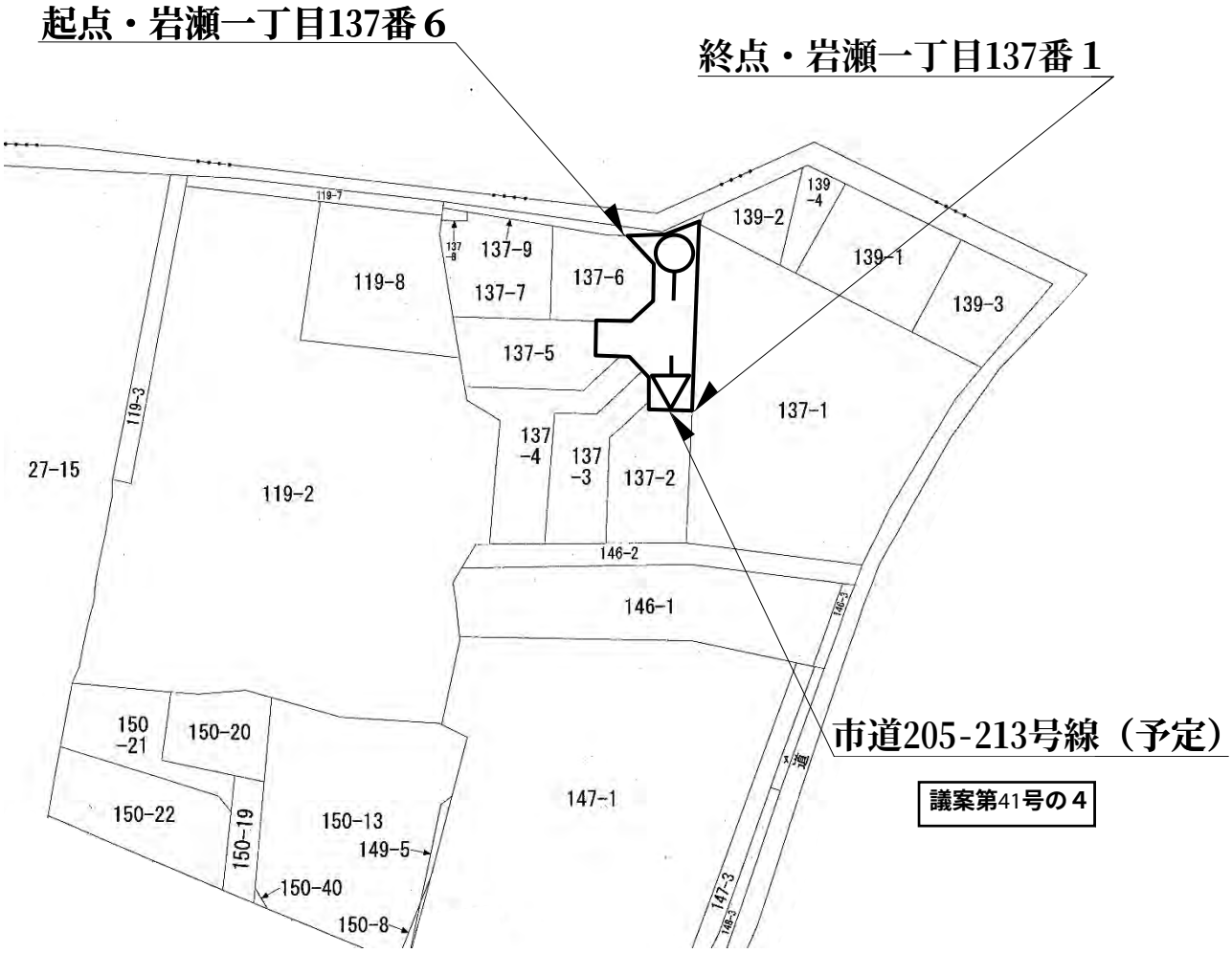

議案第41号の４

議案第 42 号

業務委託契約の締結について

本市は、鎌倉市新庁舎等基本設計及びＤＸ支援業務委託について、随意契約の方法により、次のとおり業務委託契約を締結するものとする。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　委託名称　　鎌倉市新庁舎等基本設計及び
ＤＸ支援業務委託

２　履行場所　　鎌倉市寺分字陣出８番８

３　契約金額　　294,800,000円

４　委託契約者　　東京都千代田区飯田橋二丁目18番３号
株式会社日建設計
代表取締役社長　大　松　　敦

「参　考」

業務委託仮契約書

業務委託の名称	鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託														
業務委託の場所	鎌倉市寺分字陣出８番８														
契約金額						十億			百万			千			円
						¥	2	9	4	8	0	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税額及び地方消費税額					¥	2	6	8	0	0	0	0	0	0
契約保証金	□ 現　金 金　　円　　■ 免　除 □ 有価証券														

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。
この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、履行期間については、当該通知書に記載のとおりとします。
ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の４若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。
この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生したときは、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。

上記の業務委託について発注者を「 鎌倉市 」とし、受注者を「 株式会社日建設計 」とし、鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託契約約款の定めるところにより、業務委託契約を締結する。
本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和6年（2024年）11月14日

発注者

住所　神奈川県鎌倉市御成町１８番１０号

氏名　鎌　倉　市
市　長　松　尾　崇

受注者

住所　東京都千代田区飯田橋二丁目18番３号
商号又は名称　株式会社日建設計
代表者役職氏名　代表取締役社長　大松　敦

鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計仕様書（図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、社会的責任を自覚し日本国の法令及び鎌倉市契約規則（昭和39年６月規則第20号）（以下この条において「法令等」という。）を遵守し、この契約（この約款及び設計仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第13条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この約款若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者とが協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

８　この約款及び設計仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、法令等に準拠するものとする。

10　この契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

11　発注者は、受注者に対し、この契約の履行に係る法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

12　受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し報告を行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書

面に記録するものとする。

（工程表等の提出）

第３条　受注者は、この契約締結後７日以内に、設計仕様書に基づいて工程表及び内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の各条項の規定により履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、第２項の規定を準用する。

４　工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第５条　受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（著作権の譲渡等）

第６条　受注者は、成果物（第 36 条第１項の規定により読み替えて準用される第 30 条に規定する指定部分に係る成果物及び第 36 条第２項の規定により読み替えて準用される第 30 条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第９条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下、第６条から第９条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第２章第２款に規定する著作者人

格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

（著作者人格権の制限）

第７条　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(1)　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2)　本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3)　本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4)　本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

２　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1)　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2)　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

３　発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

（受注者の利用）

第８条　発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

（著作権の侵害の防止）

第９条　受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

２　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（一括再委託等の禁止）

第 10 条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第 11 条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている

施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監理職員）

第 12 条　発注者は、監理職員（総括監理員、主任監理員及び監理員を総称していう。以下同じ。）を置くこととし、その氏名を受注者に通知しなければならない。監理職員を変更したときも同様とする。

２　監理職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監理職員に委任したもののほか、設計仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2)　この約款及び設計仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4)　業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

３　発注者は、それぞれの監理職員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監理職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この約款に定める指示等については、設計仕様書に定めるものを除き、監理職員を経由して行うものとする。この場合において、監理職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第 13 条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第 14 条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第 14 条　発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 10 条第２項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監理職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第 15 条　受注者は、設計仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第 16 条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計仕様書に定めるところによる。

２　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に借用書又は受領書の提出をし発注者の確認を受けなければならない。

３　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受注者は、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了、設計仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第 17 条　受注者は、業務の内容が設計仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に生じた増加費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第 18 条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が

定められている場合を除く。)。

(2)　設計仕様書に誤謬又は脱漏があること。

(3)　設計仕様書の表示が明確でないこと。

(4)　施行上の制約等設計仕様書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。

(5)　設計仕様書に明示されていない施行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計仕様書の変更又は訂正を行わなければならない。

5　前項の規定により設計仕様書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に生じた増加費用を負担しなければならない。

（設計仕様書等の変更）

第19条　発注者は、必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に生じた増加費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第20条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたときは、その増加費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第21条　受注者は、設計仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の変更を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

３　発注者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第 22 条　発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第 23 条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第 24 条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に生じた増加費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 25 条　第 17 条から第 21 条、第 23 条、第 24 条又は第 38 条の規定により履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 23 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第 26 条　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開

始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約の規定により、発注者が費用を負担する場合の負担額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第 27 条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 28 条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更）

第 29 条　発注者は、第 11 条、第 17 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 27 条、第 32 条又は第 38 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 30 条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に届け出なければならない。

２　発注者は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの下、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査

を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前４項の規定を準用する。

（業務委託料の支払い）

第 31 条　受注者は、前条第２項（前条第５項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

２　受注者は、請負代金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

３　発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

４　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第 32 条　発注者は、第 30 条第３項若しくは第４項又は第 36 条第 1 項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第 33 条　受注者は、発注者が定める業務について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第５条の規定により登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に提供して、次項から第７項までに定めるところにより業務委託料の 10 分の３以内を限度として前払金の支払いを発注者に請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により前払金の支払いを請求するときは、この契約締結後 20 日以内に発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

３　発注者は、前２項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 20 日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、業務委託料が 10 分の２以上増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合における前払金の請求及び支払いについては、次条第１項に定めるもののほか、前３項の規定を準用する。

５　発注者は、業務委託料を 10 分の２以上減額した場合において、支払い済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の３を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）の返還を受注者に請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。

６　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

７　発注者は、受注者が第５項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 34 条　受注者は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提供しなければならない。

２　受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に提供しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 35 条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払い運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分引渡し）

第 36 条　成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合に

おいて、当該指定部分の業務が完了したときは、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第４項及び第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第４項及び第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前２項において準用する第31条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第１号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第２号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前２項において準用する第31条第１項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1)　第１項に規定する部分引渡しに係る業務委託料≦
　　指定部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

(2)　第２項に規定する部分引渡しに係る業務委託料≦
　　引渡部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

（第三者による代理受領）

第37条　受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条第２項（第36条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の業務中止）

第38条　受注者は、発注者が第33条又は第36条第１項若しくは第２項において読み替えて準用する第31条第２項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 39 条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）　履行の追完が不能であるとき。

（2）　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 40 条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 42 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第41条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）　受注者が第４条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（2）　受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（3）　受注者が履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（4）　受注者が第 13 条に掲げる管理技術者を設置しなかったとき。

（5）　受注者が正当な理由なく、第 39 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 42 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　受注者が第４条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
(2)　受注者が第４条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の履行以外に使用したとき。
(3)　受注者がこの契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
(4)　受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
(5)　受注者が所在不明となったとき。
(6)　入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
(7)　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(8)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(9)　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(10)　受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(11)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
(12)　第 44 条又は第 45 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(13)　受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方として

いた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(14) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができな いと認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 43 条　第 41 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 44 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 45 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 46 条　第 44 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 47 条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし第 36 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第 36 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下この条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 48 条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 41 条、第 42 条又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第 36 条第 1 項又は第２項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて支払遅延防止法の率を乗じて得た額の利息を付した額を、第 40 条、第 44 条又は 45 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 36 条第 1 項又は第２項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第３項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 41 条、第 42 条又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて得た額の利息を付した額を、第 40 条、第 44 条又は 45 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 41 条、第 42 条又は次条第３項によるときは発注者が定め、第 40 条、第 44 条又は第 45 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

５　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第 49 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき

(2)　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3)　第 41 条又は第 42 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託

料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 41 条又は第 42 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第２項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額を請求するものとする。

6 第２項の場合（第 42 条第８号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求権）

第 50 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 44 条又は第 45 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 31 条第２項（第 36 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額の損害金の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 51 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 30 条第３項又は第４ 項（第 36 条にお

いてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については 適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第 52 条　受注者は、設計仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（紛争の解決）

第 53 条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人２名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

２　前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人若しくは受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監理職員の職務の執行に関する紛争については、第 14 条第２項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第４項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第１項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 54 条　この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、発注者の認定するところにより、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第 55 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1)　受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第２条第４号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2)　受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下この条において「県条例」という。）第 23 条第１項に違反したと認められるとき。

(3)　受注者が、県条例第 23 条第２項に違反したと認められたとき。

(4)　受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(5)　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第４号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと

認められるとき。

(6) 受注者が、第１号から第４号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第５号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 56 条　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第 23 条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うものとする。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第 23 条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第 57 条　発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）による違反行為がある又はあったとして、同法第 48 条第４項、第 53 条の３又は第 54 条の規定による審決（同法第 54 条第３項に規定する、該当する事実がなかったと認める場合を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えを提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第 48 条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 48 条の２第６項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、受注者は独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えを提起し、その訴えにつ

いて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は第 198 条による刑が確定したとき。

(5)　その他この契約に関して違法な行為をしたことが明白となったとき。

（賠償の予約）

第 58 条　受注者は、前条各号のいずれかに該当するときには、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。成果物の引渡後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　前条第 1 号から第３号までに該当する場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2)　前号のほか、発注者が特に必要と認めたとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者が当該超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約外の事項）

第 59 条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

議案第 43 号

不 動 産 の 取 得 に つ い て

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1　取 得 土 地

所　在　地　番	地　目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市山崎字倉久保2366番	田	128.00㎡	128.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2375番	山　林	396.00㎡	396.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2376番	畑	1,143.00㎡	1,143.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2377番	畑	578.00㎡	578.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2378番	畑	95.00㎡	95.00㎡
合計		2,340.00㎡	2,340.00㎡

2　取 得 価 格　　65,520,000円

3　所　有　者　[redacted]

議案第 44 号

指定管理者の指定について

鎌倉市川喜多映画記念館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称
鎌倉市川喜多映画記念館

２　指定管理者となる団体
東京都千代田区一番町１８番地　川喜多メモリアルビル
川喜多・ＫＢＳグループ
共同事業体代表者
公益財団法人川喜多記念映画文化財団
代表理事　武　田　　和

３　指定の期間
令和７年（2025年）４月１日から令和12年（2030年）３月31日まで

議案第 45 号

指定管理者の指定について

鎌倉市市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称
鎌倉市民活動センター
大船市民活動センター

２　指定管理者となる団体
鎌倉市小町二丁目12番35号
特定非営利活動法人　鎌倉市市民活動センター運営会議
理事長　小 島　政 行

３　指定の期間
令和７年（2025年）４月１日から令和12年（2030年）３月31日まで

議案第 46 号

指定管理者の指定について

放課後子どもひろばこしごえ等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称

放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」

放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」

放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」

放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」

２　指定管理者となる団体

横浜市中区長者町５-85　三共横浜ビル９階

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

東京支店　横浜営業所

支店長　小　林　　潤

３　指定の期間

令和７年（2025年）４月１日から令和12年（2030年）３月31日まで

議案第 47 号

逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却
処理の事務委託に係る協議について

鎌倉市の可燃ごみの焼却処理に関する事務の管理及び執行を逗子市に委託するに当たり、別紙のとおり逗子市と協議することについて、議会の議決を求める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設で鎌倉市の可燃ごみの焼却処理を実施するに当たり、地方自治法第252条の14第１項の規定に基づく事務委託を行うため、同条第３項において準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により提案するものである。

逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第１条　鎌倉市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２５２条の14第１項の規定に基づき、可燃ごみの焼却処理（焼却処理後の焼却灰の処理を含む。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を逗子市に委託する。

２　前項の可燃ごみの焼却処理に係る委託量は、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、別表に掲げる鎌倉市焼却処理委託量のとおりとする。ただし、同委託量は、各市町において排出される可燃ごみの量に応じて変動するため、その上限は、毎年度逗子市焼却可能量を超えない範囲内において逗子市長及び鎌倉市長が協議して定める。

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、逗子市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）で定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第３条　委託事務の管理及び執行に関する経費（以下「経費」という。）は、鎌倉市の負担とし、経費の額及び納付の時期は、逗子市長が鎌倉市長と協議して定める。この場合において、逗子市長は、あらかじめ、経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を鎌倉市長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第４条　逗子市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、逗子市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第５条　逗子市長は、地方自治法第２３３条第６項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を鎌倉市長に通知するものとする。

（経費の調整）

第６条　各年度における経費に対し、鎌倉市が逗子市に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の鎌倉市の納付額において行うものとする。

（連絡会議）

第７条　逗子市長及び鎌倉市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第８条　逗子市長は、委託事務の管理及び執行について適用される逗子市の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ鎌倉市長に通知しなければならない。

２　逗子市長は、委託事務の管理及び執行について適用される逗子市の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、直ちに当該条例等を鎌倉市長に通知しなければならない。

３　前項の規定による通知があったときは、鎌倉市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（規約内容の見直し）

第９条　別表に掲げる逗子市焼却可能量の範囲内において、鎌倉市の可燃ごみ全量の処理が可能となった場合には、逗子市長と鎌倉市長との協議により、この規約を見直すことができることとする。

（その他）

第10条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、逗子市長及び鎌倉市長が協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和　年　月　日から施行する。

（条例等の公表）

２　鎌倉市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する逗子市の条例等が鎌倉市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

別表（第１条、第９条関係）

<table>
<tr><th></th><th>逗子市・葉山町焼却量</th><th>鎌倉市焼却処理委託量</th><th>焼却量合計</th><th>逗子市焼却可能量</th></tr>
<tr><td>令和　７年度</td><td>11,086t</td><td>8,914t</td><td rowspan="4">20,000t</td><td rowspan="5">20,000t</td></tr>
<tr><td>令和　８年度</td><td>10,727t</td><td>9,273t</td></tr>
<tr><td>令和　９年度</td><td>10,380t</td><td>9,620t</td></tr>
<tr><td>令和 10 年度</td><td>10,041t</td><td>9,959t</td></tr>
<tr><td>令和 11 年度</td><td>9,935t</td><td>9,855t</td><td>19,790t</td></tr>
</table>

令和 12 年度	9,884t	9,811t	19,695t	
令和 13 年度	9,828t	9,791t	19,619t	
令和 14 年度	9,774t	9,723t	19,497t	
令和 15 年度	9,713t	9,679t	19,392t	
令和 16 年度	9,653t	9,636t	19,289t	

（備考：鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画　資料編資料３　可燃ごみ焼却経費試算一部加工（令和２年（2020 年）８月策定））

議案第 48 号

機器賃貸借契約中の物件の誤廃棄に
係る損害賠償の額の決定について

令和６年（2024年）８月14日、機器賃貸借契約中の物件の誤廃棄に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　31,010円

２　損害賠償の相手方　　横浜市西区高島一丁目１番２号
ＦＬＣＳ株式会社神奈川支店
支店長　齋 藤　雄 太

議案第 49 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和６年（2024年）７月12日、[redacted]で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　1,824,529円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

議案第 50 号

妨害行為禁止等請求訴訟の提起について

岡本二丁目用地における妨害行為禁止等請求訴訟の提起について、次のとおり議決を求める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　当事者

原告　鎌 倉 市

被告　[redacted]

２　訴訟提起の理由

岡本二丁目用地において、隣接土地所有者である被告が本市の管理を妨害する行為（フェンス損壊、看板設置）を行ったことから、令和６年６月10日付けで横浜地方裁判所に設置物撤去等仮処分命令の申立てを行い、同年８月７日に本市の申立てどおり仮処分命令が発令された。この決定の効力を維持し、隣接土地所有者との課題を解決するため、本市の土地占有権に基づく設置物撤去、土地使用妨害行為禁止及び損害賠償について隣接土地所有者に対して請求するため、訴訟を提起するものである。

議案第 51 号

鎌倉市無電柱化条例の制定について

鎌倉市無電柱化条例を次のように定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

都市防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全に資することを目的として、電線類を地下に埋設することによる無電柱化について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市無電柱化条例

（目的）

第１条　この条例は、電線類を地下に埋設することにより無電柱化を図り、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　電線類　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第18号に規定する電気工作物のうち配電のために設置する電線路及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第２号に規定する電気通信設備のうち電気通信を行うための線路並びにこれらを支持し、又は保蔵する工作物をいう。

⑵　内線　道路以外の土地にある電気事業法第２条第１項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者以外の者が所有する電線類で、電気使用場所相互間又は電気通信事業法第２条第２号に規定する電気通信設備のうち電気通信を行うための機械若しくは器具相互間のものをいう。

⑶　道路　道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路をいう。

（無電柱化路線等における義務）

第３条　別図に掲げる路線又は区域内に電線類を敷設する場合は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するための管路その他の規則で定める設備を整備しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　工事等により電線類を一時的に使用する場合

⑵　その他市長がやむを得ないと認める場合

２　前項本文の場合において、電線類の敷設を要請しようとする者は、電線類を敷設する者に対し、費用（電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために必要な費用のうち規則で定める費用に限る。）を負担しなければならない。

３　別図に掲げる区域（以下「無電柱化区域」という。）内に自ら内線を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、内線を地下に埋設することにより敷設しなければならない。ただし、第１項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

４　第１項及び前項の規定は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために最低限必要となる電線類については、適用しない。

（無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等）

第４条　市長は、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全のために無電柱化が特に必要であると認められる道路（市が管理するものに限る。）について、道路法第37条第１項の規定による当該道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（勧告）

第５条　市長は、第３条第１項、第２項若しくは第３項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。

（公表）

第６条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（周知等）

第７条　市は、無電柱化の重要性に関する市民等の理解と関心を深めるよう、周知に努めるものとする。

２　市は、無電柱化されている市内の道路（市が管理するものを除く。）について、当該道路の管理者に対し無電柱化が維持されるよう協力を求めるものとする。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　次の各号のいずれかに該当する電線類の敷設については、第３条の規定は、適用しない。

⑴　この条例の施行の際現に鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例（平成14年９月条例第５号。以下「開発事業条例」という。）第13

条に規定する事前相談を行っている開発事業（同条例第２条第２項第２号に規定する開発事業をいう。以下同じ。）に係る電線類の敷設

⑵　施行日前に開発事業条例第15条に規定する事前相談報告書が提出された開発事業に係る電線類の敷設

⑶　この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付がなされていない建築物（施行日前に同法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の確認済証の交付又は同法第18条第３項若しくは第４項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画に係るものに限る。）の建築に係る電線類の敷設

⑷　施行日前に無電柱化区域内において設置されている電線類の更新又は移設に係る電線類の敷設

別図（第３条）

（路線）

（路線）

（区域）深沢地域整備事業区域　（県道304号を除く。）

議案第 52 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

⑴　鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第17条の２第３号及び第４号並びに第17条の３第１項第１号及び第４項第１号

⑵　鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年４月条例第４号）第13条第１項第１号及び第５項第２号、第14条の見出し及び同条第１項第１号、第15条第１項第１号並びに第17条第４項

（消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第２条　鎌倉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年６月条例第36号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部改正）

第３条　次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

⑴　鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年９月条例第５号）第81条

⑵　鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例（平成23年10月条例第10号）第45条

⑶　鎌倉市個人情報保護条例（令和４年12月条例第16号）付則第４項から第６項まで

⑷　鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年12月条例第17号）第53条から第55条まで

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治

40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条第１号の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例第17条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第４項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条第２号の規定による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例第13条第１項及び第５項、第14条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第17条第４項並びに鎌倉市職員の退職手当に関する条例第17条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 53 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、バイオマス発電設備のうち木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに係る固定資産税課税標準額の特例割合を定めるほか、公示送達の実施手段等、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を同項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

付則第８項第７号を削り、同項第６号を同項第７号とし、同項第５号中「第15条第25項第３号」を「第15条第25項第４号」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「第15条第25項第２号」を「第15条第25項第３号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号の次に次の１号を加える。

⑷　法附則第15条第25項第２号の割合　14分の11

付則第８項第８号中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同項第９号中「第15条第42項」を「第15条第41項」に改める。

付　則

（施行日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　付則第８項の改正規定（同項第３号の次に１号を加える部分を除く。）及び付則第３項の規定　公布の日

⑵　付則第８項の改正規定（同項第３号の次に１号を加える部分に限る。）　令和７年１月１日

⑶　第12条の改正規定及び次項の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

２　改正後の第12条の規定は、前項第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

３　平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

議案第 54 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

宅地造成等規制法の改正に伴い、神奈川県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例が公布されたため、同条例に準じて宅地造成等に関する工事の許可申請手数料等を定めるものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年３月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第122項及び第123項を次のように改める。

122　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの　16,000円 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　28,000円 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　40,000円 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの　59,000円 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　68,000円 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　93,000円 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの　149,000円 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの　229,000円 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの　360,000円 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの　509,000円 100,000平方メートルを超えるもの　658,000

		円
123　宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が658,000円を超えるときは、658,000円とする。 ⑴　宅地造成等に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）　変更前の盛土又は切土をする土地の面積（同号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の１を乗じて得た額 ⑵　盛土又は切土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成等に関する工事の計画の変更　増加した盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項に規定する額

別表市長の部都市景観部関係の款に次の１項を加える。

124　宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第１項の規定に基づく検査の申請に対する審査	宅地造成等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの 3,100円 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 6,200円 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの

12,400円

40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの
24,800円

70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの
43,400円

100,000平方メートルを超えるもの
62,100円

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正前の鎌倉市手数料条例別表市長の部都市景観部関係の款第123項の規定は、なおその効力を有する。

議案第 55 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

鎌倉市いなむらがさき子どもの家「いなほ」について、新施設の設置を行い、運営施設を移転するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年６月条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１鎌倉市いなむらがさき子どもの家「いなほ」の項中「36人」を「35人」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 56 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

処理困難物として収集していなかった小型二次電池等の収集及び資源化を開始することについて、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成４年12月条例第８号）の一部を次のように改正する。

第21条の２第２項第２号イを次のように改める。

イ　一次電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池

付　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 57 号

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

令和７年（2025年）４月から学びの多様化学校（不登校特例校）として、新たに鎌倉市立由比ガ浜中学校（仮称）を設置するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年３月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（分校）

第３条　別表第３左欄に掲げる中学校に同表中欄に掲げる分校を置き、その位置は、同表右欄に掲げるとおりとする。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第３条）

中学校	名称	位置
鎌倉市立御成中学校	鎌倉市立由比ガ浜中学校	鎌倉市由比ガ浜三丁目９番24号

付　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 58 号

令和６年度鎌倉市一般会計
補正予算（第７号）

令和６年度鎌倉市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,679,905千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の補正は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の補正は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の補正は、「第４表　債務負担行為補正」による。

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		14,031,090	24,515	14,055,605
	10 国庫補助金	4,986,149	24,515	5,010,664
60 県支出金		4,954,704	3,064	4,957,768
	10 県補助金	910,293	3,064	913,357
80 繰越金		750,209	12,843	763,052
	5 繰越金	750,209	12,843	763,052
歳　入　合　計		77,639,483	40,422	77,679,905

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		8,286,583	9,778	8,296,361
	5 総務管理費	6,708,424	9,778	6,718,202
55 教育費		8,839,499	30,644	8,870,143
	5 教育総務費	2,692,167	△9,023	2,683,144
	15 中学校費	825,124	9,023	834,147
	20 社会教育費	2,233,952	30,644	2,264,596
歳　出　合　計		77,639,483	40,422	77,679,905

第２表　　継続費補正

１　追　加

款	項	事　業　名	総　額	年度	年割額
			千円		千円
30 農林水産業費	05 農業水産業費	鎌倉地域漁業支援施設防波堤整備事業	1,505,223	6	0
				7	390,015
				8	574,548
				9	540,660

第３表　繰越明許費補正

１　追　加

款	項	事　業　名	金　額
			千円
55 教　育　費	10 小　学　校　費	第二小学校受水槽改修事業	45,342

第４表　債務負担行為補正

1　追　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
川喜多映画記念館管理運営事業費	令和６年度から令和11年度まで	214,805
鎌倉市市民活動センター管理運営事業費	令和６年度から令和11年度まで	77,874
当初賦課事務補助等にかかる労働者派遣委託事業費	令和６年度から令和７年度まで	9,261
戸籍情報総合システム設置事業費	令和６年度から令和８年度まで	5,405
放課後子どもひろばこしごえ外７施設管理運営事業費	令和６年度から令和11年度まで	658,710
名越中継施設法面整備業務積算業務委託事業費	令和６年度から令和７年度まで	4,059
海水浴場砂防柵設置・撤去及びなぎさ整地事業費	令和６年度から令和７年度まで	11,737
海水浴場監視所・仮設トイレ等設置事業費	令和６年度から令和７年度まで	23,064
ＪＲ北鎌倉駅仮改札開設工事等負担金	令和６年度から令和８年度まで	36,000
道路新設改良事業費（市道060-000号線）	令和６年度から令和７年度まで	30,217
市営住宅集約化事業費	令和７年度から令和10年度まで	9,783,962
海浜公園プールプレハブ設置・監視等業務事業費	令和６年度から令和７年度まで	51,303

議案第 59 号

令和６年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和６年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　令和６年度鎌倉市下水道事業会計予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

１　追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
公共下水道（雨水）維持修繕事業費（逆川排水区）	令和６年度から令和７年度まで	18,700
消費税及び地方消費税確定申告書作成等業務委託事業費（追加）	令和６年度から令和７年度まで	148
公共下水道（汚水）築造事業費（台枝線第２工区）	令和６年度から令和７年度まで	100,100

令和６年（2024年）12月４日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇